

一般社団法人 関東ジェンダー医療協議会 会費規程

2020年8月17日 施行

(目的)

第1条 一般社団法人 関東ジェンダー医療協議会（以下「当法人」と言う）における会費については、法律や定款に特別の定めがある場合の他、この規程による。

(入会金及び会費)

第2条 会員の年会費を以下に定める。

- (1) 正会員 15,000円
- (2) 賛助会員 一口 50,000円で一口以上
- (3) 特別会員 無料

2 正会員の会費には、SNSの年間利用料を含むものとする。

(変更)

第3条 この規程は、定款第14条の規定により、会員総会の決議によって変更することができる。

(施行日)

第4条 この規程は、法人登記の日より施行する。